

## 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 後	改正の趣旨
<p>(乗車用ヘルメット) 第12条 自転車を利用する者は、道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。）において、自転車に取り付けられた幼児用乗車装置に<u>幼児（6歳未満の者をいう。）</u>を乗車させるときは、<u>当該幼児</u>に乗車用ヘルメットをかぶらせなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(乗車用ヘルメット) 第12条 自転車を利用する者は、道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。）において、自転車に取り付けられた幼児用乗車装置に<u>小学校就学の始期に達するまでの者を乗車させるときは、当該者</u>に乗車用ヘルメットをかぶらせなければならない。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）の改正により、自転車の幼児用座席に乗車させることができる者の年齢制限が見直されることに伴い、乗車用ヘルメット着用義務の対象について改正するもの（罰則等のない義務規定）</p>

### (改正後) 京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）

(軽車両の乗車又は積載重量等の制限)

第9条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 乗車人員（運転者を含む。）の制限

ア 2輪又は3輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させ、又は6歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

(イ) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させている場合

(ウ) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させ、かつ、6歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

(エ)～(カ) 略

イ 略

(2)～(4) 略